

滋賀県社会福祉審議会規程 新旧対照表

旧	新																				
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(審査部会)</p> <p><b>第3条</b> 身体障害者福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会を設けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会(検証部会を含む。)を設けるものとする。</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(審査部会)</p> <p><b>第3条</b> 身体障害者福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会を設けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会(検証部会を含む。)を設けるものとする。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 管 事 項</th> <th style="text-align: center;">専 門 分 科 会 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第8項に規定する推薦および勧告に関する事項</td> <td>図書等審査部会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 <u>2 児童福祉法第33条第5項に規定する児童の一時保護に関する事項</u></td> <td>児童措置審査部会</td> </tr> <tr> <td>以下(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 管 事 項	専 門 分 科 会 名	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第8項に規定する推薦および勧告に関する事項	図書等審査部会	(略)	(略)	1 児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 <u>2 児童福祉法第33条第5項に規定する児童の一時保護に関する事項</u>	児童措置審査部会	以下(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 管 事 項</th> <th style="text-align: center;">専 門 分 科 会 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第9項に規定する推薦および勧告に関する事項</td> <td>図書等審査部会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 <u>(削除)</u></td> <td>児童措置審査部会</td> </tr> <tr> <td>以下(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 管 事 項	専 門 分 科 会 名	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第9項に規定する推薦および勧告に関する事項	図書等審査部会	(略)	(略)	児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 <u>(削除)</u>	児童措置審査部会	以下(略)	
所 管 事 項	専 門 分 科 会 名																				
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第8項に規定する推薦および勧告に関する事項	図書等審査部会																				
(略)	(略)																				
1 児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 <u>2 児童福祉法第33条第5項に規定する児童の一時保護に関する事項</u>	児童措置審査部会																				
以下(略)																					
所 管 事 項	専 門 分 科 会 名																				
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第9項に規定する推薦および勧告に関する事項	図書等審査部会																				
(略)	(略)																				
児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 <u>(削除)</u>	児童措置審査部会																				
以下(略)																					

